

令和5年4月1日
学校法人 大阪滋慶学園
大阪医療福祉専門学校
視能訓練士学科 3年制

視能訓練士学科 3年制 こども eye 専攻コース 細則

(目的)

第1条

この細則は、学則および試験規定、学生規定に基づき、教育効果を促進し、特に小児発達分野の専門性を高め、社会貢献できる医療人を育てるために定める。

(進級判定に関する方針)

第2条

1. 進級できる者は、当該学年における配置科目の全てを取得し、かつ総授業科目およびこども eye 専攻コース配置科目の出席すべき日数に対して出席率 90%以上でなければならない(学則第10条2項より)。
2. 学則第10条に定める総授業科目とは、単位履修科目のみならずこども eye 専攻コース配置科目および指定補講ならびに学科行事すべてを含むものとする。
3. 成績評価は、本試験を8割、平常評価を2割として行なう。但し、別基準の科目に関しては、担当講師より事前に説明を行なう。成績評価が不合格(59点以下)の科目については、再試験を行うがその成績評価には平常点は含まない。
4. 再試験の評価が、不合格(59点以下)の場合は、当該科目の単位を取得することが出来ない。
5. 最終的な進級判定は学則及び上記1、2、3、4項に基づき、校長、常務理事を含む進級に関する判定委員会を設けて判定する。なお、当該配置科目については、最終進級判定会議までにその全てを取得できなければ原級留置(留年)となる。

附則

この細則は令和5年4月1日から施行する。